

報告事項 第5号

旭川市ケアマネジメント基本方針の 一部見直しについて

旭川市ケアマネジメント基本方針の見直しに向けた検討について

1 見直しに向けた検討の背景

現在、介護人材不足の深刻化が生じている中、その解消に向けて介護人材確保に向けた取組を検討し実施しているが、効果の発現時期と効果の大きさについて見通しを持つことが困難な状況にある。その一方、後期高齢者人口の増加や高齢者を取り巻く社会環境の変化等により、特に居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの介護事業所において業務量の増加が見込まれる。

そのため、介護人材確保に係る取組の実施とともに現行の制度運用について目的と業務量のバランスの点から見直しを進めることが必要であると考え、具体的な見直し事項について検討し、関係団体との意見交換も踏まえて、旭川市ケアマネジメント基本方針の見直しを進めることとなったものである。

2 旭川市ケアマネジメント基本方針

本方針は、自立支援に資する居宅介護支援、介護予防支援及び第1号介護予防支援事業（以下「ケアマネジメント」という。）により、高齢者一人ひとりが自分らしい生活の延伸を実現していくために、ケアマネジメントに求められる多様な事項を踏まえ、本市が重要とする事項を整理し、保険者（市）と介護支援専門員が共通の認識を持って一体的に自立支援を推進していくことを目的とするもので、令和4年4月に策定した。

【旭川市ケアマネジメント基本方針の構成】

1 趣旨 2 基本的事項

- 3 具体的事項（1）課題分析（2）目標の設定（3）支援内容（4）サービスの選択
（5）期間の設定（6）サービス担当者会議（7）モニタリング
（8）期間満了後の更新又は終了の判断

3 策定の経過等

（1）策定

令和3年度第3回高齢者福祉専門分科会において審議がなされており、その際の、本分科会における事務局説明と主な意見は次のとおり。

【事務局説明】

ケアマネジメントに求められている多様な事項を整理し、本市が重要とする事項を介護支援専門員及び介護保険事業者に示すことにより、介護支援専門員の過度な負担を軽減し、行政と介護支援専門員が一体となって介護保険法の基本理念である高齢者に対する「自立支援」を強化していくことを目的としている。

【主な意見】

介護支援専門員の過度な負担の軽減と行政とケアマネが手を携えて「自立支援」を強化することについて一定の理解を示すことができる。しかし、残念ながらこの目標を達成するにあたり、当該基本方針案では介護支援専門員の負担は増えることが危惧される。

(2) 改正の目的及び内容

制定後の運用状況を踏まえ、一部改正が必要と判断し、令和5年度第1回高齢者福祉専門分科会において審議を求めた後、令和5年7月に改正している。その際の本分科会における事務局説明と主な意見は次のとおり。

【事務局説明】

6か月という期間設定が望ましくないケアプランに6か月を機械的に設定しなければならない状況を改善することを目的として、原則6か月という考え方を基本としながら、そのような原則に該当しないケースを具体的に示すもの。

【主な意見】

事務局からご説明いただいたことは原理原則という部分はあるかと思うが、市内で高齢者の生活を支えるという中で、事業所への事前連絡や説明、物事を進める前段として事業所等の実態を把握されて、ケアマネジャーの連絡協議会の皆さんと相談しながら、最終的に施策を作っていただきたいという思いがある。

4 見直しに向けた検討状況

行政と介護支援専門員が共通の認識を持って一体的に自立支援を推進していくため、本方針は必要であることから、具体的事項の規定内容のうち、代替策が期待でき、業務量に係る負担軽減が期待できる事項として、「(5) 期間の設定」を対象として、現在、旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会及び地域包括支援センターと協議を行った。

9月をもって協議が終了し、本方針の改正案について、本分科会に、報告事項として提出している。

5 目標設定期間の変更案

	目標期間	
見直し前	居宅サービス計画の短期目標	最長6か月を基本とする。
	介護予防サービス計画の目標	
見直し後	居宅サービス計画	<u>利用者の状況に合わせて、目標達成に必要な適切な期間を設定する。</u>
	介護予防サービス計画	<u>最長12か月を基本とする。</u>

6 介護予防プランの目標設定の考え方

介護予防プランの目標期間は、1年を目途とする利用者自身がこのような自立した生活を送りたいと思う「生活の目標」の達成のため、意欲的に取り組むことができるよう、具体的で達成可能な「目標」を段階的に達成していくことを考慮して、最長でも12か月以内に設定します。

なお、目標設定期間の延長について、ケアプランの「軽微な変更」に該当する場合は、例外として12か月を超える場合があります。

7 運用開始予定日

令和6年11月以降開始のケアプランから順次適用予定。

8 ケアマネジメント力の向上に向けた取組

利用者の状態像の把握や、適切な目標期間及び計画期間の設定など、自立支援に資するケアマネジメント力の向上は、今後も重要であることから、引き続き、旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会、地域包括支援センター等関係団体の理解と協力を得ながら、介護支援専門員を対象とした研修会等の取組を進めていきます。